

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 31 日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

建設業法施行規則の一部改正について

建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）の一部改正を含む建設業法施行規則及び公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 19 号）が本日公布及び施行されましたので、下記の通りお知らせいたします。

貴職におかれましては、十分ご留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。

記

（１）工事現場における書面での掲示義務の緩和（規則第 14 条の 3 関係）

規則第 14 条の 3 第 1 項の規定により、施工体制台帳を作成する元請の建設業者（以下「作成建設業者」という。）は、下請負人に対し、「作成建設業者の商号又は名称」、「当該下請負人がその建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは作成建設業者に対し再下請負通知を行わなければならない旨」及び「当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所」を書面により通知し、これらの事項を記載した書面を当該建設工事の現場の見やすい場所に掲示しなければならないこととされてきたところ。

同項の規定による掲示については、同内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により当該下請負人の閲覧に供することができることとし、書面による掲示に限らず、デジタルサイネージを含む ICT 機器を活用し、画面上に表示することを可能とした。

（２）地方整備局長等が行うことのできる建設業者への立入検査等の範囲の拡大（規則第 30 条関係）

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 31 条第 1 項及び第 41 条の規定に基づく国土交通大臣の立入検査等の権限については、これまでは建設業者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長（以下「地方整備局長等」と

いう。)のみに委任されてきたところであるが、今般、下請取引における不適正な事案に対して、機動的かつ効果的な対応を可能とするため、これらの規定に基づく国土交通大臣の権限のうち建設業者の従たる営業所その他営業に係のある場所（以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、当該従たる営業所等の所在地を管轄する地方整備局長等もその権限を行うことができることとした。

(3) 新たな企業会計基準の公表及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の改正を踏まえた所要の改正（規則第10条第1項関係）

建設業者は、毎事業年度終了後4月以内に許可行政庁あてに、規則に定められた様式を用いて財務諸表を提出することとされているところ。

今般、有価証券報告書の提出義務がある会社にあつては、新たに企業会計基準委員会により作成された「収益認識に関する会計基準」が令和3年4月1日以後に開始される事業年度から強制適用されたこと等を踏まえ、当該様式について所要の改正を行った。

(別添)

○建設業法施行規則及び公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令（官報）

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号）が令和元年 6 月 5 日に成立、同月 12 日に公布され、一部の規定を除き令和 2 年 10 月 1 日から施行されます（※技術検定制度の見直し（建設業法第 2 7 条関係）のみ令和 3 年 4 月 1 日から施行。）。これに伴い、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 171 号）が令和 2 年 5 月 20 日に公布、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 69 号）が同年 8 月 28 日に公布されたところです。

また、建設業法第 26 条の 4 第 1 項に規定する監理技術者を補佐する者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示（令和 2 年国土交通省告示第 1057 号）等の関係告示が令和 2 年 9 月 30 日に公布されるとともに、関係ガイドラインについて改正を行いましたので、下記の通り通知いたします。

貴職におかれましては、十分ご留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。

記

1. 建設業法施行令の主な改正内容について

（1）著しく短い工期の禁止（令第 5 条の 8 関係）

建設工事の注文者に対して、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、これに違反した注文者に対して、国土交通大臣等は、必要があると認められるときは、勧告をすることができることとされ、勧告に従わなかったときは、その旨を公表できることとされたところ、勧告等の対象となる建設工事の請負代金の額の下限について、政令で定める額は、500 万円（建築一式工事にあつては 1,500 万円）とした。

(2) 監理技術者の専任義務の緩和（令第 28 条及び第 29 条関係）

工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者として、当該建設工事に関し監理技術者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないこととされたところ、監理技術者に準ずる者として政令で定める者としては、今回創設する 1 級技士補等とした。また、監理技術者の職務を補佐する者を置いた場合に、監理技術者が兼任できる工事現場の数は 2 とした。

(3) 下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事について（令第 30 条関係）

専門工事のうち、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの（以下「特定専門工事」という。）については、元請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができることとされたところ、特定専門工事は、下請代金の合計額が 3,500 万円未満の鉄筋工事及び型枠工事とした。

2. 建設業法施行規則の主な改正内容について

(1) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準及び提出書類について（規則第 3 条及び第 7 条関係）

建設業者の事業の持続可能性の観点から、これまで個人の経験により担保していた経営の適正性を建設業者の体制により担保することとし、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合することを許可要件としたところ、今般、経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準は、①常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること、②適切な社会保険に加入していることとした。

(2) 許可を受けた地位の承継（規則第 13 条の 2 及び第 13 条の 3 関係）

建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割について事前に国土交通大臣又は都道府県知事（以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けた場合には、建設業法の規定による建設業者としての地位を承継することとされたところ、規則において、

- ① 認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、関係者の連名で申請書を提出することとし、譲渡及び譲受け／合併／分割の許可の場合に準じた書類等を添付させることとした。
- ② 認可申請書の提出先が国土交通大臣となる場合において、都道府県知事の許可を受けている認可申請者は、認可の申請を行った旨を当該都道府県知事に届出をすることとし、また、国土交通大臣は、当該都道府県知事に対して、

当該建設業者に係る書類の提出その他必要な協力を求めることができることとした。

また、相続について、建設業者が死亡した場合に死亡後30日以内に国土交通大臣等に申請を行い、認可を受けたときは建設業の許可を承継することとされたところ、規則において、認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、相続人が申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類等を添付させることとした。

(3) 工期に影響を及ぼす事象に関する情報の提供について(規則第13条の11関係)

建設工事の注文者は、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならないこととされたところ、国土交通省令で定める事象は以下の事象とした。

- 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

(4) 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について(規則第14条の2及び第14条の4関係)

施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について、以下の事項を追加することとした。

- 監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格
- 当該建設工事の従事者に関する事項(氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等)

(5) 施工体制台帳の電子的な取扱いについて(規則第14条の2及び第14条の4関係)

施工体制台帳の添付書類のうち、契約書及び下請契約書の写しについては、書面により契約を締結した場合であっても、電子的措置による添付に代えることを認めることとした。また、監理技術者及び主任技術者がその資格を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係を示す書面や、監理技術者を補佐する者又は専門技術者(※)を配置する場合にその者が主任技術者資格を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係を示す書面について、電子的措置による添付に代えることを認めることとした。

(※) 土木工事業者又は建築工事業者が、当該土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、当該一式工事以外の建設工事を施工する際に、当該工事の技術上の管理を行わせるために設置する者

(6) 施工体系図の記載事項について(規則第14条の6関係)

施工体系図の記載事項としてそれぞれの下請負人に関する以下の事項を追加することとした。

- 代表者の氏名、特定専門工事の該当の有無、当該下請負人が受けた建設業の許可の番号、受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別

(7) 監理技術者講習の有効期間の起算点の見直しについて(規則第 17 条の 14 関係)

工事現場に専任で置かなければならない監理技術者は、専任の期間中のいずれの日においても、その日の前 5 年以内に行われた監理技術者講習を受講していなければならないこととされていたが、監理技術者講習の有効期間の起算点を見直し、講習を受けた日の属する年の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内に監理技術者講習を受講していなければならないこととした。

(8) 経営事項審査の評価項目の追加(規則第 18 条の 3 関係)

「建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない」(法第 25 条の 27 第 2 項)とされたことを踏まえ、経営事項審査において評価する事項として、「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況」を追加した。

(9) 経営事項審査の評価項目のうち「建設業の経理に関する状況」の見直し(規則第 18 条の 3 関係)

経営事項審査において評価する事項のうち「建設業の経理に関する状況」の評価項目を見直し、以下の者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無を評価することとした。

- 公認会計士又は税理士のうち国土交通大臣が定める講習を受講した者
- 登録経理試験に過去 5 年以内に合格した者及び登録経理試験に合格し、過去 5 年以内に登録経理講習を受講した者
- 上記と同等以上の建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有すると認められるもの

(10) 登録経理講習実施機関の創設について(規則第 18 条の 23 から第 19 条まで関係)

登録経理講習を実施する機関に関する登録制度の規定を整備した。登録は登録経理講習事務を行おうとする者の申請により行うこととし、登録の要件のすべてに適合しているときは、国土交通大臣はその登録を行わなければならないこととした。

(11) 帳簿の添付資料の電子化について(規則第 26 条関係)

法第 40 条の 3 の規定により保存する必要がある帳簿本体及び営業に関する図書に添付すべき書類について、書面による契約の場合であっても当該契約書の写しを電子的な方法により保存することを認めることとともに、現行で電子的な保存が認められていない以下の 2 つについても電子的な措置による保存を認めることとした。

- 特定建設業者が注文者となった下請契約に係る、支払った額及び支払った年月日及び支払い手段を証する書面又はその写し
- 施工体制台帳中、監理技術者や下請負人の氏名等に関する事項を記載した部分

3. 建設業法関係告示の主な改正内容について

(1) 監理技術者を補佐する者について（令第 28 条関係）

令第 28 条第 1 号の「監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者」について、一級の第一次検定に合格した者又は法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者の要件を満たす者）とする。

(2) 公認会計士又は税理士について、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修等について（規則第 18 条の 3 関係）

「建設業の経理に関する状況」において加対象となる事項は、公認会計士又は税理士であって、規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イの規定により国土交通大臣が指定する研修を受講した者としたところ、国土交通大臣が指定する研修を以下のとおり規定することとする。

- ①：公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 28 条の規定による研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した者
- ②：税理士であって、所属税理士会において税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るための研修として認められる研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した者

(3) 規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者について（規則第 18 条の 3 関係）

規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者として、以下の者を規定することとする。

- ①：平成 28 年度以前に一級登録経理試験に合格した者（令和 5 年 3 月までの間に限る。）
- ②：平成 28 年度以前に二級登録経理試験に合格した者（令和 5 年 3 月までの間

に限る。)

- ③：一級登録経理試験に合格した者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を5年以内に受講した者
- ④：二級登録経理試験に合格した者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を5年以内に受講した者
- ⑤：公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しないもの

4. 建設業許可事務ガイドラインの主な改正内容について

(1) 許可申請書及び添付書類の取扱いについて

規則第7条第1号ロに該当する常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができることとする。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での業務経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱うものとする。

(2) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であることについて

- これまで区別していた許可を受けようとする建設業の経験と許可を受けようとする建設業以外の経験を区別することなく、建設業の経営の経験として等しく取り扱うこととする。
- 規則第7条第1号ロの「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するに当たって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請負人への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。）をいう。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。これらの経験は、自らが所属している建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。
- 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。なお、役員等に次ぐ職制上の地位にあるかの判断は、提出された組織図などを確認することで行う。

(3) 事業承継について

- 「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許

可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体を承継することをいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなる。このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。一方、法第 45 条から第 55 条までに規定される罰則については、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではない。

- 認可の基準については、一般建設業の許可の承継については法第 7 条及び第 8 条、特定建設業の許可の承継については第 8 条及び第 15 条によるため、本ガイドラインの第 7 条関係及び第 8 条関係又は第 8 条関係及び第 15 条関係の記載と原則同様に取り扱うものとする。

5. 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の主な改正内容について

(1) 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分について

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に法第 17 条の 2 の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は法第 17 条の 3 の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行うこととする。

また、行為者の営業を同法第 17 条の 2 又は同法第 17 条の 3 の規定によらずに承継した場合であっても、承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行い、行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行うこととする。

(2) 建設業法第 19 条の 5 の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

6. 建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - 及び発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの主な改正内容について

(1) 著しく短い工期の禁止（法第 19 条の 5）

法第 19 条の 5 において、「注文者は、その建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」とこととされたことを踏まえ、新たに「著しく短い工期の禁止」に関する項目を設け、「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」の判断材料や判断の

視点について記載した。また、当初契約後、工期変更の契約締結を行う際、当該変更後の工期が「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」となった場合も、法第 19 条の 5 違反に該当することについて併せて記載した。

(2) 請負代金を手形で支払う場合の留意事項（法第 24 条の 3 第 2 項関係）

発注者から受注者への支払方法は、元請下請間の支払に実質的に影響を与えかねないため、法第 24 条の 3 第 2 項において、「元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」ととされたことを踏まえ、新たに「請負代金を手形で支払う場合の留意事項」に関する項目を設け、発注者から受注者への支払いに際しても、できる限り現金によることが望ましい旨を記載した。

7. 監理技術者制度運用マニュアルの主な改正内容等について

(1) 特例監理技術者を配置した場合の留意事項について

監理技術者補佐を専任で配置した場合においても、特例監理技術者（※）に求められる責務は従前と変わらず、施工計画の作成、工程管理、品質管理など監理技術者に求められる職務を担っている旨を明確化した。なお、特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導監督することが求められる。

また、特例監理技術者が兼任できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び工事体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請負人としての職務が適正に遂行できる範囲とし、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい旨を明確化した。また、公共工事の発注者等は特定監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。

加えて、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当な場合、特例監理技術者の変更を指示する可能性があることについて記載した。

（※）法第 26 条第 3 項ただし書により、監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者

(2) 特定専門工事を適用した場合の留意事項について

特定専門工事（※）の元請等が配置する主任技術者の要件の一つである「指導監督の実務経験」について、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請負人等に対して工事の技術面を総合的に指導、監督した経験が対象となる旨明確化した。また、特定専門工事の元請等の主任技術者が当該下請負人に対し行う指示は、技術上の指導・監督に関する内容であり、当該下請負人の事業主や現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われるよう留意する必要がある。

ある旨を明確化した。

(※) 法第 26 条の 3 第 2 項により、一定の条件の下、元請負人に主任技術者を配置した場合、下請負人に主任技術者の配置を要しない工事

以上

(別添)

- 建設業法等の改正の概要資料
- 建設業法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）
- 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（官報）
- 建設業法第 26 条の 4 第 1 項に規定する監理技術者を補佐する者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示等（官報）
- 建設業許可事務ガイドライン（本文）
- 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（本文）
- 建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - （本文）
- 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（本文）
- 監理技術者制度運用マニュアル（本文）

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

平成 2 6 年 6 月 4 日付けで公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 5 5 号。以下「改正法」という。）のうち、許可に係る業種区分の見直しに関する改正規定は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 7 年国土交通省令第 8 3 号。以下「改正省令」という。）等とともに、本年 6 月 1 日から施行される予定です。ただし、建設業許可申請書等における法人番号記入欄の新設に係る改正については、本年 1 1 月 1 日から施行される予定です。

今般の建設業法（以下「法」という。）及び上記の関係法令の改正規定の施行に当たっては、「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について（平成 2 8 年 5 月 1 7 日付け国土建第 1 0 0 号）、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」の一部改正について（平成 2 8 年 5 月 1 7 日付け国土建第 1 0 3 号）及び「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正について（平成 2 8 年 5 月 1 7 日付け国土建第 1 0 5 号）により当職から通知したところですが、加えて次の点に留意し、事務取扱いに遺漏のないよう措置願います。また、解体工事業の登録の担当部局等の関係部局に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

I 建設業の許可事務関係

一 許可一般について（法第 3 条関係）

(1) 業種の区分

建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等にかんがみ、建設工事の適正な施工を確保するため、許可に係る建設工事の種類に解体工事を追加することとした。

(2) 経過措置

改正法附則第3条第1項の規定により、平成28年6月1日時点できとび・土工工事業に係る許可を受けている者であって、解体工事業に該当する営業を営んでいるものについては、平成31年5月31日までの間に限り、解体工事業に係る許可を受けなくても、引き続き当該営業を営むことができることとした。なお、この場合であっても同条第3項に定めるところにより、その請け負った解体工事を施工するときは、解体工事又はとび・土工・コンクリート工事に関し法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（主任技術者）又は法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（監理技術者）を置かなければならないので留意すること。

二 一般建設業の許可の基準について（法第7条関係）

(1) 経營業務の管理責任者

改正法附則第3条第5項の規定により、平成28年6月1日の前における改正前のとび・土工工事業に関する経營業務の管理責任者としての経験については、解体工事業に関する経營業務の管理責任者としての経験とみなすこととした。また、建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号）に定めるところにより、平成28年6月1日の前におけるとび・土工工事業に関する経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての経験についても、解体工事業に関する経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての経験とみなすこととした。

(2) 技術者

解体工事に関し法第7条第2号イに規定する学科については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第1条に定めるところにより、土木工学又は建築学に関する学科とした。

また、解体工事に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件については、以下のとおり定めることとした。

- ・平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者【規則第7条の3第2号及び改正省令附則第2条において規定】
- ・平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者【規則第7条の3第2号及び改正省令附則第2条において規定】

- ・技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者であって、当面の間、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第2次試験に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者【規則第7条の3第2号及び改正省令附則第3条において規定】
- ・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級のとびとするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後解体工事に関し3年以上実務の経験を有する者【規則第7条の3第2号において規定】
- ・解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの（登録解体工事試験）に合格した者【規則第7条の3第2号において規定】
- ・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者【規則第7条の3第2号において規定】
- ・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者【規則第7条の3第2号において規定】
- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者【規則第7条の3第2号において規定】
- ・平成16年4月1日時点で職能法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法第25条第1項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」という。）のうち検定職種を1級のとび・とび工とするものに合格していた者【建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件（国土交通省告示1424号。以下「規則第7条の3第3号関係告示」という。）において規定】
- ・平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のとび・とび工とするものに合格していた者であってその後解体工事に関し1年以上実務の経験を有するもの【規則第7条の3第3号関係告示において規定】

あわせて、とび・土工・コンクリート工事に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件については、以下のとおり追加することとした。

- ・基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの（登録基礎ぐい工事試験）に合格した者【規則第7条の3第2号において規定】
- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者【規則第7条の3第2号において規定】

(3) 経過措置

解体工事に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件については、平成33年3月31日までの間に限り、以下のとおり定めることとした。

- ・平成28年6月1日時点でとび・土工工事業に関し建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号に掲げる者【改正省令附則第4条において規定】
- ・平成28年6月1日時点でとび・土工・コンクリート工事に法第7条2号イ又はロに該当している者【規則第7条の3第3号関係告示において規定】
- ・平成28年6月1日時点でとび・土工・コンクリート工事に学校教育法（昭和22年法律第26号）による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学又は建築学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの【規則第7条の3第3号関係告示において規定】
- ・平成28年6月1日時点でとび・土工・コンクリート工事に学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学又は建築学に関する学科を修めたもの【規則第7条の3第3号関係告示において規定】
- ・平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格した者【規則第7条の3第3号関係告示において規定】
- ・平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のとび又はとび工とするものに合格し、かつ、その後平成28年5月31日までの間にとび工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者【規則第7条の3第3号関係告示において規定】
- ・平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の型枠施工又はコンクリート圧送施工とするものに合格し、かつ、その後平成28年5月31日までの間にコンクリート工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者【規則第7条の3第3号関係告示において規定】
- ・平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格し、かつ、その後平成28年5月31日までの間に土工工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者【規則第7条の3第3号関係告示において規定】
- ・社団法人斜面防災対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後平成28年5月31日までの間に土工工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者【規則第7条の3第3号関係告示において規定】

三 特定建設業の許可の基準について（法第15条関係）

(1) 技術者

解体工事に係る特定建設業の営業所専任技術者（監理技術者）の要件について

は、以下のとおり定めることとした。

- ・平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者【建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和63年建設省令第1317号。以下「法第15条第2号イ関係告示」という。）において規定】
- ・平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理又は一級の建築施工管理とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者【法第15条第2号イ関係告示において規定】
- ・技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者であって、当面の間、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第2次試験に合格した後解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者【法第15条第2号イ関係告示において規定】

(2) 経過措置

解体工事に係る特定建設業の営業所専任技術者（監理技術者）の要件については、平成33年3月31日までの間に限り、以下のとおり定めることとした。

- ・平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工とするものに合格した者【法第15条第2号イ関係告示において規定】
- ・平成27年度までに実施された技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者【法第15条第2号イ関係告示において規定】
- ・平成28年6月1日時点でとび・土工・コンクリート工事に関し法第7条第2号イ、ロ又はハに該当している者のうち、とび・土工・コンクリート工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者【建設業法第十五条第二号ハの規定により同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（平成28年国土交通省告示第747号）において規定】

四 法人番号を記入する欄の新設について（規則別記様式関係）

平成28年1月1日付けで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が全面的に施行されたことを踏まえ、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第47号）により、建設業許可申請書（別記様式第1号）、変更届出書（別記様式第22号の2）及び経営事項審査申請書（別記様式第25号の11）に法人番号を記入する欄を新設することとした。また、上記の改正については本年11月1日から施行される予

定なので、その円滑な施行のため、新たな様式等の周知徹底にご協力いただきたい。

II 経営事項審査の事務関係

建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）の規定により、審査基準日時点における許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、1人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は2までとされているところであるが、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けようとするときは、とび・土工工事業、解体工事業及びその他の一業種をあわせた3までとした。

III 解体工事業者の登録事務関係

Iの一の(2)のとおり、平成28年6月1日時点でとび・土工工事業に係る許可を受けている者であって、解体工事業に該当する営業を営んでいるものについては、平成31年5月31日までの間に限り、解体工事業に係る許可を受けなくても、引き続き当該営業を営むことができることとしたところである。この場合にあっては、改正法附則第3条第4項に定めるところにより、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による解体工事業者の登録を受けることを要しないこととしたので留意すること。



国土建第100号
平成28年5月17日

富山県土木部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について

平成26年6月4日付けで公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）のうち、許可に係る業種区分の見直しに関する改正規定は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）等とともに、本年6月1日から施行される予定です。ただし、建設業許可申請書等における法人番号記入欄の新設に係る改正については、本年11月1日から施行される予定です。

また、昭和46年の許可制度創設当時と比較し、企業ごとの取締役の人数が減少し、執行役員制度が導入されてきているなど、企業における業務執行の方法が異なってきています。

このため、今般、経營業務の管理責任者としての経験等を有する者の配置が求められる「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）」に、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等を追加することとしました。あわせて、経營業務の管理責任者としての経験と同等以上の能力を有することを示すために事業者が提出する書類のうち、執行役員等としての建設業に関する経営管理経験及び建設業に関する経營業務の補佐経験を確認するための書類について見直すこととしました。

つきましては、「建設業許可事務ガイドラインについて」を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知しましたので、参考までに送付します。

また、改正後の許可事務ガイドラインは平成28年6月1日より適用されることとなっております。ただし、建設業許可申請書等における法人番号記入欄の新設に係る改正については、本年11月1日より適用することとしましたのでご留意ください。



国土建第103号
平成28年5月17日

富山県土木部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」
の一部改正について

平成26年6月4日付けで公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）のうち、許可に係る業種区分の見直しに関する改正規定は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）等とともに、本年6月1日から施行される予定です。ただし、建設業許可申請書等における法人番号記入欄の新設に係る改正については、本年11月1日より施行される予定です。

また、昭和46年の許可制度創設当時と比較し、企業ごとの取締役の人数が減少し、執行役員制度が導入されてきているなど、企業における業務執行の方法が異なってきています。

このため、今般、経營業務の管理責任者としての経験等を有する者の配置が求められる「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）」に、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等を追加することとしました。あわせて、経營業務の管理責任者としての経験と同等以上の能力を有することを示すために事業者が提出する書類のうち、執行役員等としての建設業に関する経営管理経験及び建設業に関する経營業務の補佐経験を確認するための書類について見直すこととしました。

つきましては、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知しましたので、参考までに送付します。

また、改正後の「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」は平成28年6月1日より適用されることとなっております。



管 第 163 号

平成16年3月1日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の
整備に関する法律の施行等について

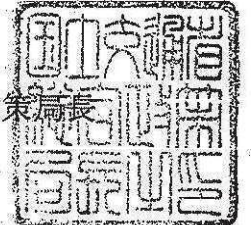
このことについて、平成16年3月1日付け国総建第313号・国総建第315号で国土交通省
総合政策局から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

貴職におかれましても、この通知の趣旨を踏まえ、事務取扱に遺漏のないようお願いし
ます。

(事務担当) 管理課業務係

富山県知事 殿

国土交通省総合政策局長



公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係
法律の整備に関する法律の施行等について（通知）

平成十五年六月十八日付けで公布された公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第九十六号。以下「整備法」という。）により建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）の改正が行われ、平成十六年三月一日から施行することとされました。今般の改正の主な内容及び留意事項については、次のとおりです。貴職におかれましては、事務取扱に遺漏のないようお願いいたします。

また、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体にも速やかに関係事項の周知徹底が図られるよう、併せてお願いします。

記

一 監理技術者講習関係

（１）登録講習制度の導入について

監理技術者講習については、登録講習制度によるものとし、民間企業も含めた複数の主体が講習の実施機関として参入することを可能とした。これに併せて登録講習を行う登録講習実施機関に対し、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十七条の六に規定する講習の実施基準に従い、業務を行うよう義務付けるとともに、これに従わなかった登録講習実施機関に対しては、国土交通大臣は、業務の改善命令、命令に従わなかった場合における登録の取消し等を行うことができる等の規定を整備した。国土交通大臣は、新たに登録を行った際には、その旨を官報等により公示することとする。

（２）監理技術者講習の受講及びその確認方法について

今般、資格者証の交付及び更新の際における国土交通大臣の指定を受けた講習の

受講義務は廃止されたところであるが、その一方で法第二十六条第四項に規定する工事（以下「公共工事」という。）の専任の監理技術者に就こうとする者については、国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講していなければならないこととした。

この場合、公共工事の専任の監理技術者は、規則第十七条の十四の規定により、選任されている期間中のいずれの日においても講習を受けた日から五年以内でなければならないこととした。これを受け、国、地方公共団体等の公共工事の発注者は、登録講習実施機関が交付する「監理技術者講習修了証」によって、技術者が過去五年以内に登録講習を受講していることを確認する必要がある。

（３）登録講習の実施について

登録講習の内容は、各登録講習実施機関の裁量によるものであるが、公共工事の監理技術者の更なる資質の向上を図る観点から、実施基準により、講習時間を四時間から六時間以上へと上げたこと、試験を導入したことなどにより、講習内容の充実を図った。

（４）経過措置等

平成十六年二月二十九日以前に交付された資格者証を所持している者については、これを提示することにより公共工事の専任の監理技術者としての要件となる監理技術者講習を受講していることが証明される。また、平成十六年二月二十九日以前に指定講習を受講し、平成十六年三月一日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証を提示することにより公共工事の専任の監理技術者としての要件となる監理技術者講習を受講していることが証明される。

なお、整備法附則第三条第二項の規定により、平成十六年三月一日時点において指定を受けている講習については、同日から起算して六月を経過する日までの間は、登録講習とみなされることから、引き続き指定機関は改正後においても監理技術者講習の業務を行うこととなる。

二 経営状況分析関係

（１）登録機関制度の導入について

経営状況分析については、登録機関制度によるものとし、民間企業も含めた複数の主体が経営状況分析の実施主体として参入することを可能とした。これに併せて登録経営状況分析機関に対し、規則第二十一条の六に規定する経営状況分析の実施基準に従い、業務を行うよう義務付けるとともに、これに従わなかった登録経営状況分析機関に対しては、国土交通大臣は、業務の改善命令、命令に従わなかった場合における登録の取消し等を行うことができる等の規定を整備した。また、国土交通大臣は、新たに登録を行った際には、その旨を官報等により公示することとする。

（２）登録経営状況分析機関による経営状況分析の実施について

経営状況分析に係る審査の公正性等を確保する観点から、次の内容を実施基準として登録経営状況分析機関に対して義務付けた。

①経営状況分析の結果に係る数値の算出

経営状況分析の結果に係る数値の算出については、平成六年建設省告示第千四百六十一号等に従って、電子計算機及びプログラムを用いて算出する。

②疑義項目の確認及び申請書類等の補正

建設業者から提出された経営状況分析申請書及び規則第十九条の四に規定する財務諸表等の添付書類（以下「申請書類等」という。）に計上された各勘定科目等の金額が、国土交通大臣が定める基準に照らして、真正性が疑われる場合には、税務申告書類等との突合を行うこと等により、真正性を確認することとした。また、審査を通じて申請書類等の内容が適正でないことが判明したときは、その補正を求めることとする。

③審査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合における審査の禁止

登録経営状況分析機関自ら又は登録経営状況分析機関を実質的に支配している者が申請書類等の作成に関与した場合など審査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合には、審査を行ってはならないこととした。具体的には、平成十六年国土交通省告示第六十七号において、代理人として経営状況分析を申請した場合、添付書類である財務諸表の作成に関与した場合等をこれに該当するものとして定めた。

（３）経営事項審査の申請について

建設業者は、経営状況分析については登録経営状況分析機関に、経営状況分析以外の経営事項審査（経営規模等評価）については許可を受けた行政庁に対して申請を行うこととなる。経営事項審査の一部とされてきた総合評定については、これを経営事項審査対象から切り離し、行政庁が実施する計算事務と位置付ける。

建設業者の行う経営事項審査に係る申請手順は、基本的に変わらないが、申請書の内容等については改正が行われた。申請手順及び申請書の内容の改正等の主な内容については次のとおりである。

①建設業者から登録経営状況分析機関への経営状況分析の申請

経営状況分析の申請の時期及び方法等については、あらかじめ各登録経営状況分析機関がそれぞれ公示する。建設業者は、これに従って申請書類等を提出する。この際の申請書の様式については、全ての登録経営状況分析機関について統一のものとしたが、経営状況分析申請書の内容について、（イ）行政書士が代理申請を行った場合等建設業者の他に申請書類等を作成した者がある場合にあっては「申請人」欄にその名を併記すること（なお、この場合にあっては、行政書士に対する委任状の写しその他の作成等にかかる権限を証する書面を添付しなければならない。）、（ロ）申請した建設業者が会社の合併が行われた場合、企業集団の認定を受けた場合等において結果の算出について特殊な取扱いを求める場合を含めて申請の類型を区分し、コード表に従って記入すること等の記載事項を追加した。

また、経営状況分析に係る料金については、各登録経営状況分析機関がそれぞれ自由に設定することとなる。

②登録経営状況分析機関から建設業者への経営状況分析の結果通知

登録経営状況分析機関からの結果通知書については、全ての登録経営状況分析

機関に関し統一のものとした。

また、結果の信頼性を確保するため、登録経営状況分析機関による事実と相違ない旨への署名、経営状況分析に係る十二の指標の算出の基となる勘定科目の金額等についても通知書に記載することとした。

③建設業者から国土交通大臣又は都道府県知事への経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等については、あらかじめ国土交通大臣及び各都道府県知事がそれぞれ公示する。建設業者は公示された内容にしたがって申請書類等を提出する。引き続き国土交通大臣の許可を受けた建設業者については、都道府県知事を経由して申請及び請求を行う。なお、経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求については同一の書類をもって行うことができることとした。その際の申請書の内容については、経営状況分析申請書と同様の記載事項の追加を行うこととした。

また、国土交通大臣の行う経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知に係る料金については、引き続き建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）において、改正前の経営事項審査と同じ額を定めた。

④国土交通大臣又は都道府県知事から建設業者への経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知については、同一の通知書に記載することとした。また、経営状況分析の結果についても、参考として通知書に記載することとした。

（３）経過措置等

施行日である平成十六年三月一日以前に行った申請については、従前通りに結果を通知する。また、整備法附則第三条第五項の規定により平成十六年三月一日時点において指定を受けている者については、同日から起算して六月を経過する日までの間は、登録を受けているものとみなされることから、引き続き指定機関が経営状況分析の業務を行うこととなる。

三 国土交通大臣の登録を受けた機関の業務の適正な実施の確保について

貴庁の許可を受けた建設業者等から、貴職に対し、貴管内における登録講習実施機関又は登録経営状況分析機関の業務が適正に行われていない旨の情報提供があった場合には、速やかに国土交通省総合政策局建設業課に対して情報提供を行うよう配慮をお願いします。

国不建技第 290 号

令和 6 年 3 月 26 日

各都道府県主幹部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

(公 印 省 略)

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第315号）等をもって従来から運用してきたところです。

監理技術者等の働き方改革の推進に資することを目的に「監理技術者制度運用マニュアル」を別添のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとし、各地方整備局建政部長等に通知したので、参考まで送付します。

なお、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（国土建第 309号平成30年12月 3 日）は廃止します。

〔別添〕

監理技術者制度運用マニュアル

最終改正 令和6年3月26日国不建第290号

目 次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
 - 二―一 工事外注計画の立案
 - 二―二 監理技術者等の設置
 - 二―三 監理技術者等の職務
 - 二―四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

一 趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めている。また、監理技術者が特例監理技術者である場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

（１）建設業における技術者の意義

- ① 建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、

総合組立生産であるため施工体制に係る全ての下請負人（以下「下請」という。）を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。

（２）建設業法における監理技術者等

- ① 建設業法（以下「法」という。）においては、建設工事を行う場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を行うために締結した下請契約の請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、令第二条）。

なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている（法第二十六条第三項ただし書）。

- ② 主任技術者又は監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。
- ③ 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

（３）本マニュアルの位置付け

- ① 監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。

建設業者にあつては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

二 監理技術者等の設置

二一 工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という）は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

（１）工事外注計画と下請契約の予定額

- ① 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等とにより施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。元請は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となるか否かを的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

（２）下請契約について

- ① 「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。
「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者和其他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」
「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。元請は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。
- ② 公共工事については全面的に一括下請負が禁止されている（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十四条）。また、民間工事についても、共同住宅（長屋は含まない）を新築する建設工事は一括下請負が全面的に禁止されており、それ以外の工事は発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されている（法第二十二条）。

二二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

（１）監理技術者等の設置における考え方

- ① 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事を内容の勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならない。また、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。
- また、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額

が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。元請は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

- ② 主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が四千万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象となる（法第二十六条の三第一項、第二項、令第三十条）。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる（法第二十六条の三第六項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。

なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要がある。

- ③ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の配置は、原則として1名が望ましい。なお、共同企業体（甲型）などで複数の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者又は監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。
- ④ フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用した工事又は余裕期間を設定した工事（発注者が余裕期間（発注者が発注書類において6ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう）の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

（2）共同企業体における監理技術者等の設置

- ① 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、共同施工方式において下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は、下請契約の額に応じて主任技術者又は監理技術者を専任で設置しなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）
- ② 一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあっては、分担工事に係る下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は

設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

- ③ いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する共同企業体にあつては、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って技術者を設置すべきである。
- ④ 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - 1) 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
 - 2) 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
 - 3) 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
 - 4) 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

（３）主任技術者から監理技術者への変更

- ① 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

（４）監理技術者等の途中交代

- ① 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。
- ② なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ③ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

(5) 営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係

- ① 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められている。
- ② ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しう程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。

二-三 監理技術者等の職務

主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- ① 主任技術者及び監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の四第一項）。

また、特例監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。

- ② このように、主任技術者及び監理技術者の職務は、建設業法において区別なく示されているが、元請の主任技術者及び監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の主任技術者、監理技術者及び下請の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。特例監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。

なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネージメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者又は監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者及び監理技術者に近い役割を担う（下表右欄）。

表：主任技術者及び監理技術者の職務

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※ 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

- ③ 上記の職務は、業務内容や現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境等により、工事現場以外の場所で行う場合も含まれる。
- ④ 上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。
- ⑤ 下請の主任技術者の当該工事における職務（専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等）について、例えば、法第二十四条の八の規定に基づき作成する施工体系図の写しを活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。
- ⑥ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものでなく、売買契約（購入）により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない（法第二十六条の四第二項）。

- ⑦ 主任技術者又は監理技術者に求められる役割を一人の主任技術者又は監理技術者が直接こなすことが困難な場合があり、その場合、良好な施工の確保や働き方改革の観点からも、主任技術者又は監理技術者を支援する技術者その他の人員（以下「技術者等」という。）を配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者等はあくまでも主任技術者又は監理技術者を支援する立場の者であり、技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者の役割に変わりはないことに留意する必要がある。

また、大規模な工事現場等においては、総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

- ⑧ 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。

二一四 監理技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証又は健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認できることが必要である。

（１）監理技術者等に求められる雇用関係

- ① 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。
- ② 発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。

（２）直接的な雇用関係の考え方

- ① 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。
- ② 直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない（規則第十七条の三十三第一項及び第十七条の三十四第一項）。
- ③ 指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、同様の方法等により行う必要がある。具体的には、
- １） 本人に対しては健康保険被保険者証
 - ２） 建設業者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民

税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書の提出を求め確認するものとする。

（３）恒常的な雇用関係の考え方

- ① 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付する場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

また、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- ② 恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要である。
- ③ また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

（４）持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

- ① 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。
- 1）建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
 - 2）持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百四十九号）
 - 3）企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和六年三月二六日付、国土建技第二九一号）
 - 4）官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）（平成二十八年三月二十四日付、国土建第四百八十三号）

三 監理技術者等の工事現場における専任

主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。

法第二十六条の三の規定を利用して設置する特定専門工事の元請等の主任技術者は、専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

元請については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

① 主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第二十六条第三項）。

② 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければならない。

なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は２とされている（法第二十六条第四項、令第二十九条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から特例監理技術者の変更を指示することができる（法第二十八条一項第五号）。

③ 特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている（法第二十六条の三第一項、第二項、第六項）。

④ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、当該建設工事の技術上の管理や施工に従事する者の技術上の指導監督といった監理技術者等の職務を踏まえると、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。一方で、専任の趣旨を踏まえると、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

したがって、専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（１～２日程度）工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。それを超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ている場合に、差し支えないものとする。ただし、

いずれの場合も、監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、現場状況や不在期間、不在とする主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の状況等を踏まえ、例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応等が考えられる。ただし、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきであるとともに、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。

なお、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合などの施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないように留意する必要がある。

- ⑤ 「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上のものをいう（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下、「令」という。）第二十七条第一項）。

- 1) 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 2) 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する建設工事
- 3) 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する建設工事
- 4) 石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔に関する建設工事

- ⑥ 事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が八千万円以上（建築一式工事の場合）である場合であっても、以下の2つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めない。

- 1) 事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の1/2以下であること。
- 2) 請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に

相当する請負金額が、専任要件の金額基準である八千万円未満（建築一式工事の場合）であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第六条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。

（２）監理技術者等の専任期間

- ① 元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- １） 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ２） 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ３） 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ４） 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- ② 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。
- ③ 元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、前述の工事現場への専任を要しない期間１）から４）のうち、２）（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要がある。

- ④ また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、

密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

- 1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- 2) 1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- 3) 1) 及び2) の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

- ⑤ このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。（特例監理技術者を設置する場合を除く。）

四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等

専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならない。また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

（１）資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

- ① 専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第五項）。

（２）資格者証に関する規定

- ② 資格者証は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関す

る重要な建設工事については、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第六項）。

- ③ 監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十二業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者になり得る。
- ④ 資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として一般財団法人建設業技術者センターが指定されている。
- ⑤ 資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十三）、様式は図－１に示すものとなっている（監理技術者と特例監理技術者の資格者証は同じ）。

- １） 交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- ２） 最初に資格者証の交付を受けた年月日
- ３） 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
- ４） 交付を受ける者が有する監理技術者資格
- ５） 建設業の種類
- ６） 資格者証交付番号
- ７） 資格者証の有効期間の満了する日
- ８） 所属建設業者名
- ９） 監理技術者講習を修了した場合はその旨

（３）監理技術者講習に関する規定

- ① 監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない。なお、令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年後の十二月三十一日が監理技術者講習の有効期限となる（規則第十七条の十七）。
- ② なお、監理技術者補佐についても、監理技術者を適切に補佐し、資質の向上を図る観点から、監理技術者講習を受講することが望ましい。
- ③ 監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者として従事するために必要な事項として
 - ①建設工事に関する法律制度
 - ②建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理
 - ③建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。
- ④ 各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴の様式は図－２に示すものとなっており（規則第十七条の九）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、工事現場ごとに監理技術者（特例監理技術者を設置する場合にあっては、特例監理技術者及び監理技術者補佐）を設置するとともに、建設工事を適正に施工するため、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

（１）施工体制台帳の整備

- ① 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の七）。このような下請に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。
- ② そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上の下請契約を締結したものは、下請に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の八第一項）。

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の八第三項）。公共工事の受注者は、特定建設業者であるか否かにかかわらず、また、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（入札契約適正化法第十五条第一項）。また、発注者から請求があったときに施工体制台帳を発注者の閲覧に供することに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（入札契約適正化法第十五条第二項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではならない（入札契約適正化法第十五条第三項）。

（２）施工体系図の作成

- ① 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の八第四項、入札契約適正化法第十五条第一項）。
- ② なお、施工体系図の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

六 工事現場への標識の掲示

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、元請は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ① 建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、元請は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。
(法第四十条)
- ② 現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無（監理技術者補佐を配置している場合はその旨）、資格名、監理技術者資格者証交付番号等を記載することとされており、図－３の様式となる。（規則第二十五条第一項、第二項）建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。
- ③ なお、標識の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

七 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

- ① 法第一条においては、建設業法の目的として
「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」
と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。
- ② 特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。
- ③ さらに、法第四十一条の二においては、建設工事の不適切な施工があった場合において、その原因が建設資材に起因すると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、再発防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは公表及び命令することができることを規定している。

図－1 資格者証の様式

(表面)

53.92ミリメートル以上
54.03ミリメートル以下

氏 名			年	月	日	生	本 籍	
住 所								
写 真	初 回 交 付	年	月	日	交 付	年	月	日
	交 付 番 号	第		号				
	監 理 技 術 者 資 格 者 証							
	平成 年 月 日 まで有効							
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者								印
所 属 建 設 業 者					許 可 番 号			
有 する 資 格								
建 設 業 の 種 類	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解							
有 ・ 無								

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印
資格者証備考		

備考

- 1 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
- 2 磁気ストライプを埋め込むこと。

図－２ 修了証の様式

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

図－３ 工事現場に掲げる標識の様式

25cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
	許可年月日			
	35cm 以上			

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第２６条第２項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第２６条第３項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第７条第２号ハ又は法第１５条第２号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第２６条第３項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

平成11年7月16日

(平成30年4月1日一部変更)

農林水産部部長
生活環境部長
教 育 長
出納事務局長 殿
企 業 局 長
警 察 本 部 長
部内各所属長

土 木 部 長

建設業退職金共済制度の普及徹底について

このことについては、従来から積算に当たっての掛金相当額の工事費への算入、落札者への文書による周知及び掛金収納書の工事完成届への貼付等の措置を講じているところです。

しかし、全国的にも本制度の普及、徹底について十分とはいえない状況にあるため、国においてその改善方策が検討され、平成11年3月18日付けで建設省建設経済局長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、県発注工事においてもその趣旨に基づき平成11年8月以降に入札等を行うものから原則として同様の措置を講ずることとしますが、その具体的な運用に当たっては下記の事項に留意をお願いします。

なお、「建設業退職金共済制度の普及・徹底について」(平成3年6月5日付け管第719号土木部長通知)は、平成11年7月31日をもって廃止します。

記

1 落札者等への文書の配付

落札者又は採用決定をした相手方に対し別紙1及び別紙2を配付することにより、本制度について周知を図ること。

2 掛金収納書の提出の時期及び方法

これまでは、工事完成時に掛金収納書の提出を求めてきたが、今後は、別紙2により、工事契約締結後1か月以内に提出させること。

期限内に提出がない場合は請負者から事情を聴取し提出を求めることとするが、やむを得ず提出できないときは、提出できない理由及び購入予定時期を書面により申し出させる

こと。

請負契約額の増額変更があった場合及びやむを得ず契約締結後1か月以内に提出できなかった場合で、共済証紙を追加購入したときは、工事完成時に提出させること。また、請負者が追加購入しなかった場合は、その理由を書面により申し出させること。

3 共済証紙購入額

請負者が当該工事における本制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握していない場合は、「共済証紙購入の考え方について（建設省通知別紙2）」を参考に購入するように指導すること。

4 標識掲示の確認

工事の監督時及び監察時に標識掲示の確認を行うこと。

5 入札済案件の取扱

平成11年7月31日までに入札等を行った案件についてはこれまでどおり工事完成時に掛金収納書の提出を求めることとするが、提出がない場合には、事情を聴取し、その理由を書面により申し出させること。

6 その他

(1) 請負者が本制度に未加入の場合は、加入するよう指導すること。ただし、本制度は、建設現場で働く労働者のうち、自社退職金制度等の措置がなされていない者に対して退職金を支給するものであるので、工事を施工するに当たり雇用する全ての労働者（下請業者が雇用する労働者を含む。以下同じ。）がそれぞれ次のいずれかに該当する場合には、必ずしも本制度への加入を要しないことに留意すること。（制度上、ウに該当する場合は、同一の労働者について本制度に加入することはできないことになっている。）

ア 労働協約又は就業規則に退職手当の定めがある場合

イ 特定退職金共済制度（商工会議所又は商工会等の実施する退職金共済制度で、所得税法施行令第73条に規定するものをいう。）に加入している場合

ウ 中小企業退職金共済制度（中小企業退職金共済法に基づき設けられた制度で、勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業本部が運営しているものをいう。）に加入している場合

(2) (1) のアからウまでのいずれかに該当する場合は、請負者から事情を聴取し、別紙2※
~~別紙3~~の提出を求めること。ただし、工事途中に(1) のアからウまでのいずれにも該当しない労働者を雇用することとなった場合には、本制度への加入が必要となるので、工事完成時に掛金収納書を提出するよう指導すること。

※平成30年4月1日一部変更

(事務担当 管理課 業務係)

・通知6(2)：別紙3を別紙2に改める

・別紙2：様式変更

・別紙3：様式削除

(事務担当 建設技術企画課 技術指導係)

建設業退職金共済制度への加入・履行について

— ご 協 力 を お 願 い し ま す —

1 建設業退職金共済制度とは

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）とは、建設労働者のうち、自社退職金制度がなじまない環境にある者に対して、建設業で働いた日数に応じ退職金を支給する制度です。

※ 富山県においても、本制度の普及・徹底を図るため、所管建設工事の工事費の積算に当たっては掛金相当額を算入しています。

2 掛金収納書の提出について

工事契約締結後1か月以内に掛金収納書を監督員に提出してください。

- ※ 掛金収納書は別紙に貼って提出してください。
- ※ 期限内に収納書を提出できない事情があるときは、その理由と共済証紙の購入予定時期をあらかじめ書面により届け出てください。
- ※ 契約額の増額変更があった場合等、工事途中に共済証紙を購入又は追加購入したときは、工事完成届に収納書を貼って、監督員に提出してください。

3 共済証紙の購入及び共済手帳への貼付について

共済証紙は、対象労働者数及び就労予定日数に応じ、必要な枚数を購入してください。
購入した共済証紙は、対象労働者の共済手帳に貼ってください。

- ※ 対象労働者数や就労予定日数を的確に把握することが難しい場合は、「共済証紙購入の考え方について（裏面参照）」を参考にしてください。
- ※ 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、請負者の方又は勤労者退職金共済機構の建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求める場合があります。

4 下請契約を締結する場合の留意事項について

下請業者が雇用する対象労働者の共済証紙も併せて購入し、現物交付してください。
規模の小さい下請業者の建退共制度に関する諸手続は、できるかぎり元請業者でその事務を受託してあげてください。

- ※ 現物交付に代えて、建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することも可能です。
- ※ 下請業者の建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務処理は、元請業者に委託することができます。
- ※ 施工体制台帳の活用等により、未加入下請業者の把握と加入促進に配慮をお願いします。

5 標識の掲示について

下請業者及び現場労働者への周知のため、この工事の工事現場の見やすいところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識を掲示してください。

- ※ 標識は、勤労者退職金共済機構の建退共都道府県支部（富山県支部は富山県建設会館内）に備え付けられています。

建設業退職金共済制度は公共工事に限らず、民間工事に従事する労働者にも適用されるものですから、民間工事においても十分配慮をお願いします。

平成 年 月 日

監督員 殿

商号又は名称
現場代理人

退職金制度届出書

年 月 日 付で契約を締結した
(工事番号)

工事

を施工するに当たり雇用する労働者(下請業者が雇用する労働者を含む。)全員の退職金については、
下記のとおり措置されていますので届け出ます。

記

- 1 受注者が雇用する労働者について(該当項目の□をチェックする。)
- ☐ 建設業退職金共済制度へ加入している。(3に掛金収納書を貼付)
- ☐ 労働協約又は就業規則に退職手当の定めがある。
- ☐ 特定退職金共済制度(※1)に加入している。
- ☐ 中小企業退職金共済制度(※2)に加入している。
- 2 下請業者が雇用する労働者について(該当項目の□をチェックし、下請業者名を記入する。)
- ☐ 建設業退職金共済制度へ加入している。(3に掛金収納書を貼付)
- 下請業者名:
- ☐ 労働協約又は就業規則に退職手当の定めがある。
- 下請業者名:
- ☐ 特定退職金共済制度(※1)に加入している。
- 下請業者名:
- ☐ 中小企業退職金共済制度(※2)に加入している。
- 下請業者名:

3 建設業退職金共済制度掛金収納書

掛金収納書貼付欄

※1 商工会議所又は商工会等の実施する退職金共済制度で、所得税法施行令第73条に規定するものをいう。

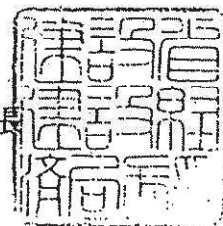
※2 中小企業退職金共済法に基づき設けられた制度で、勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業本部が運営しているものをいう。



平成11年3月18日
建設省経労発第24号

富山県知事 殿

建設省建設経済局長



建設業退職金共済制度の普及徹底について

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るため、従来よりその普及徹底を推進してきたところであり、貴職におかれてもご協力をいただいているところである。

しかしながら、現在の加入状況は建設業者数と比較して必ずしも満足すべきものではなく、また、建退共制度に加入しながら共済手帳の交付を行わず又は共済証紙の貼付を行わない建設業者が一部に見られるなど、その履行状況も必ずしも十分なものとは言い難い。

こうした状況を踏まえ、今般、労働省、建設省及び勤労者退職金共済機構において別添のとおり「建退共制度改善方策について」を取りまとめ、原則として、平成11年度当初より改善措置を講じていくこととしたところである。

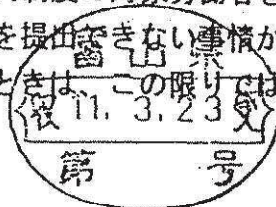
ついては、各発注機関におかれても建退共制度の趣旨を理解され、下記事項による措置を講じ、履行確保について一段と協力されるようお願いする。

なお、昭和45年4月6日付け建設省経振発第52号及び昭和47年11月22日付け建設省経振発第163号は廃止する。

また、貴管下発注機関に対しても、この趣旨を周知されるようお願いする。

記

- 1 公共工事発注機関（以下「発注機関」という。）は、工事契約を締結した場合においては、建退共制度の発注者用掛金収納書（別紙1。以下「収納書」という。）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）から提出させるものとする。
- 2 前項の収納書は、工事契約締結後1か月以内に提出させるものとする。ただし、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注機関に申し出たときは、この限りではない。



- 3 発注機関は、受注業者から前項ただし書の申し出があったときは、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出させるものとする。
- 4 発注機関は、受注業者から第2項ただし書の申し出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、受注業者が共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出させるものとする。なお、受注業者から第2項ただし書の申し出があった場合、請負契約額の増額変更があった場合において、受注業者が共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出させるものとする。
- 5 発注機関は、共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、受注業者又は勤労者退職金共済機構の建退共都道府県支部に対し、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めるものとする。
- 6 発注機関は、共済証紙の購入について、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であることに留意するものとする。なお、的確な把握が困難である場合において、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について（別紙2）」を受注業者が参考とする際には、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に
- $$\frac{\text{対象工事における労働者の建退共制度加入率}}{70\%}$$
- を乗じた値を参考とすべきであることに留意するとともに、受注業者に対し、「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。
- 7 発注機関は、工事を発注するための現場説明において、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、第1項から第5項までに掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。
- (1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - (2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
 - (3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

